

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

上野原市長 村上 信行

市町村名 (市町村コード)	上野原市 (19212)
地域名 (地域内農業集落名)	富岡 (秋山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月15日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

市内の耕作地は山間地に分布しており、その多くは狭小で散在し、直売所向けに少量多品目の野菜が栽培されている。しかし、近年の農業人口の減少や第2種兼業農家増加により、畑や樹園地を中心に農地の遊休化や荒廃化が多く見られる。
 【地域の基礎的データ】総農家数816戸、団体経営体3経営体

(2) 地域における農業の将来の在り方

・中山間地域等直接支払に係る集落協定の協定参加者で役割分担しつつ、農地の維持管理を実施していく。
 ・日本型直接支払制度等の各種事業を活用した農地の保全を推進する。
 ・農道や農業用排水路等の農業生産基盤整備を進め、農業機械の導入による省力化と併せて増収を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

中山間地域等直接支払交付金制度の対象地を農業上の利用が行われる農地とする

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
中山間地域等直接支払に係る集落協定の協定参加者で役割分担しつつ、農地の維持管理を実施していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業法による利用手続きをさらに推進し、農地の流動化を進めることにより、農地の有効利用を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域の意向、担い手の意向を踏まえ、必要に応じて基盤整備事業に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、市、農業委員が連携し、新規就農者(新規参入者、退職帰農者等)を対象として、農業技術及び知識の習得を目的とした講座や相談会、研修会等による技術指導、農地の確保等についても斡旋等により支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託については、今後地域で取り組むことを検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策について、電気柵や檻等の設置や点検、害獣の捕獲、追い払い等に取り組んでいる。今後も地域と連携しながら活動を継続し、鳥獣被害防止対策に取り組んでいく。
 ⑦中山間地域等直接支払交付金事業の該当地域においては、取組組織と連携し、適切な農地の維持管理を行う。